

平成23年11月14日

各位

会社名 株式会社 メッツ

代表者名 代表取締役社長 尾形 和也  
(マザーズ・コード番号4744)

問合せ先 代表取締役社長 尾形 和也  
(TEL. 03-5468-3590)

## 解散ならびに解散に伴う臨時株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年1月30日開催予定の当社臨時株主総会での承認を前提として、当社解散ならびに解散に伴う定款一部変更、代表取締役の異動及び清算人の選任につき下記のとおり決議し、これに伴う臨時株主総会において議決権を行使すべき株主を確定するため、平成23年12月9日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主とすることを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお臨時株主総会において解散決議の承認がなされた場合は上場廃止となり、承認されなかった場合は上場維持となる予定です。

### 記

#### 1. 解散について

当社は「リアルエステート事業」において、小・中規模不動産物件の売買に注力し、「IT・システムコンサルティング事業」において、スマートフォン向けアプリケーションの企画、開発を推進しておりました。

しかしながら、欧米の財政問題等で世界の経済市場の先行きはより不透明さを増し、国内においては急激な円高進行による競争力低下が進み、東日本大震災に端を発して当社事業の属する不動産市場では回復基調にあった市場流動性の低下やテナント需要の減少など、一段と厳しさを増しております。

このような環境のもと、今期は当社の主たる事業である不動産市場において、業績を回復していくために必要不可欠である、強固な財政基盤の構築の為、当社とシナジー効果が見込める事業会社との資本関係の構築に取り組んでおりました。国内外の事業会社、その他有力提携候補先企業等複数社と資本提携を実施すべく何度も交渉を重ね、事業の建て直しを図るべく資本提携に全社一丸となって取り組んでまいりましたが、10月末までに当社事業とのシナジー効果があり、かつ提携後の成長が見込め、その上関係各所の各種ルールに適合する先との合意には至りませんでした。また並行して交渉をしておりました金融機関からの融資においても、金融機関の不動産売買市場に対するより慎重な姿勢等により融資が実現せず、商材の仕入をする事が非常に困難である状況となりました。

このような状況から、取締役会では、株主利益保護の観点から、これ以上当社において事業を継続し、日々会社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へに分配することがより良い選択であると判断いたしました。

よって、当社取締役会において、同内容にて決議いたしました。

## 2. 臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成23年12月9日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成23年12月9日(金)
- (2) 公告日 平成23年11月18日(金)
- (3) 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします)

## 3. 定款一部変更について

当社の解散を条件として、解散に伴い必要とされる定款の一部変更を行います。

## 4. 代表取締役の異動及び清算人の選任について

### (1) 代表取締役の異動

当社臨時株主総会において当社の解散決議が承認された場合、代表取締役社長 尾形 和也、専務取締役 田中 和世、取締役 渡邊 雅良は、当該臨時株主総会終結のときをもって取締役を退任します。

#### a 異動の理由

当社の解散に伴うものです。

#### b 代表取締役でなくなる者

氏名：尾形 和也

役職：代表取締役社長

### (2) 清算人の選任

当社臨時株主総会において当社の解散が承認されることを条件として、清算人2名を選任いたします。清算人候補者の氏名、略歴等は以下のとおりです。清算人は当該臨時株主総会終結のときをもって就任することとなります。

#### ①代表清算人候補

松尾 明弘 昭和50年1月25日生 36歳

平成19年12月 弁護士登録(東京弁護士会)

平成20年2月 松尾千代田法律事務所設立

#### ②清算人候補

尾形 和也 (当社代表取締役社長)

## 5. 今後の日程（予定）

平成23年11月14日（月）	監理銘柄（確認中）指定日
平成24年1月30日（月）	臨時株主総会 解散の効力発生 定款変更の効力発生 代表取締役の異動 清算人の就任
平成24年1月30日（月）	整理銘柄指定日
平成24年2月13日（月）	売買最終日
平成24年2月14日（火）	上場廃止日
平成24年2月上旬	清算手続開始
平成24年3月下旬	清算終了日

当社の臨時株主総会において当社の解散決議がなされた場合、東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当し、当社の株式は平成24年2月13日（月）を売買最終日として、同年2月14日（火）に上場廃止となります。なお、最終売買日までの間は、従来どおり売買を行っていただくことが可能です。

## 6. 今後の見通し

当社は、臨時株主総会での株主の承認を前提に解散した後、清算手続を開始する予定です。当社の清算手続における残余財産の分配につきましては、当社定款の定めに従い、普通株主に対する分配が行われます。当社の清算手続の詳細については未定であり、決定次第速やかにお知らせいたします。

【別紙】

<p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>コンピューターソフトウェアの開発および販売</u></li><li>2. <u>コンピューターハードウェアの開発および販売</u></li><li>3. <u>映画・テレビ番組・ビデオ企画・制作・販売・賃貸</u></li><li>4. <u>広告代理業</u></li><li>5. <u>雑誌・書籍制作・販売</u></li><li>6. <u>有価証券の保有および運用</u></li><li>7. <u>セキュリティ機器(防犯、防火、防災および安全に関する設備機器)ならびにシステムの開発 設計、販売</u></li><li>8. <u>警備業ならびに警備人材の派遣</u></li><li>9. <u>インターネットを利用した動画ならびに音声による情報提供</u></li><li>10. <u>インターネットを利用したオークションの開催ならびに情報提供</u></li><li>11. <u>インターネットを利用した懸賞の開催ならびに情報提供</u></li><li>12. <u>インターネットホームページの企画・立案および管理ならびに運用</u></li><li>13. <u>音声・映像のソフトウェアの企画、製作、販売、賃貸</u></li><li>14. <u>グループ企業の経営指導、業務指導</u></li><li>15. <u>金融業</u></li><li>16. <u>投資業</u></li><li>17. <u>投資顧問業</u></li><li>18. <u>信託受益権の保有および売買</u></li><li>19. <u>特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める 会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</u></li><li>20. <u>集金代行業</u></li><li>21. <u>不動産売買、賃貸、管理およびその仲介</u></li><li>22. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></li></ol>	<p>(目的) 第2条 当社は、<u>会社法第2編第9章の定めるところにより清算することを目的とする。</u></p> <p>[削除]</p>
<p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役の</p>	

<p><u>ほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,951,200 株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(基準日) 第8条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>	<p>[削除]</p> <p>(公告方法) 第4条 (現行どおり)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>[削除]</p> <p>(基準日) 第6条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第7条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第8条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、<u>当会社の株式取扱規則による。</u></p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第9条 当会社の定時株主総会は、<u>清算事務年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
---	--

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

(定時株主総会の基準日)

第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月30日とする。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、清算人がこれを招集し、議長となる。

- 2 清算人に事故あるときは、当該株主総会で議長を選任する。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

[削除]

<p><u>第 18 条 当会社の取締役は、7名以内とする。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(取締役の選任方法)  <u>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</u>  2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(取締役の任期)  <u>第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。</u>  2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)  <u>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u>  2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>-</p>	<p>[削除]</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)  <u>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>  2 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が 取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(取締役会の招集通知)  <u>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>(取締役会の決議方法)  <u>第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わること</u></p>	<p>[削除]</p>

<p>ができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>[削除]</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>[削除]</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>[削除]</p>
<p>[新設]</p>	<p>第 4 章 清算人</p>
<p>[新設]</p>	<p>(清算人の員数) 第 16 条 当会社の清算人は、1名以上とする。</p>
<p>[新設]</p>	<p>(清算人の選任方法) 第 17 条 清算人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>[新設]</p>	<p>(清算人の報酬) 第 18 条 清算人の報酬総額は、月額1百万円以内とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第 28 条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第 19 条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 20 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>



<p>－ (監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期 の満了する時までとする。</p>	<p>－ [削除]</p>
<p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>[削除]</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>[削除] [削除]</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>[削除]</p>
<p>(監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>[削除]</p>
<p>(監査役会規則) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>[削除]</p>
<p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第21条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>(事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までの1年とする。</p>	<p>(清算事務年度) 第22条 当会社の清算事務年度は、毎年 1月 31 日から翌年 1月 30 日までの1年とす</p>

